

「シダモ」事件

[事件の表示、出典]

平成22年3月29日判決（知財高裁平成21年（行ケ）第10226号）
知的財産権判例集HP

[参照条文]

商標法3条1号3号、同4条1項16号

[キーワード]

産地、品質、識別力

1 事実関係

原告（エチオピア連邦民主共和国）は、下記登録商標（本件登録商標）を有している。

登録番号：第4955561号

商標：「SIDAMO」

指定商品：第30類「コーヒー、コーヒー豆」

被告が、本件登録商標の無効審判を請求したところ、特許庁が、商標法3条1項3号及び4条1項16号に該当することを理由に無効審決をしたことから、原告がその取消を請求した。

2 審決の概要

- ① 本件商標は、取引業者又は一般需要者に、単に商品の産地または品質を表示するものであると認識される可能性があるから、指定商品中、「エチオピア国シダモ地方で生産されたコーヒー豆、エチオピア国シダモ地方で生産されたコーヒー豆を原材料としてコーヒー」について使用しても、商品の産地または品質を普通に表示する標章のみからなる商標に該当する。
- ② 本件商標は、エチオピア国産コーヒー豆又はコーヒー豆のブランドを表示するものとして、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」であったと認めることができない。
- ③ 本件商標は、指定商品中、「エチオピア国シダモ地方で生産されたコーヒー豆、エチオピア国シダモ地方で生産されたコーヒー豆を原材料としたコーヒー」について使用する

ときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがある。

3 本判決の概要

(1) 3条1項3号該当性（判決文58頁以下）

判決文58頁～69頁において、(ア)一定の品質が備わっていないと、「SIDAMO」の銘柄が付されないこと、(イ)国内のコーヒー豆輸入業者の注文確認書に「SIDAMO」と書かれていること、(ウ)原告が多数の会社とライセンス契約を締結していること、(エ)「SIDAMO」コーヒーの日本への輸出量が4トン以上あること、(オ)「シダモ」が書籍等で多数紹介されていたこと、といった事実認定を行った上で、以下のように判示している。

「前記(1)認定の事実によれば、①わが国においては、『SIDAMO』又は『シダモ』は、これが『コーヒー、コーヒー豆』に用いられる場合、コーヒー又はコーヒー豆の銘柄又は種類を指すものとして用いられることが多いこと、②わが国において『シダモ』が、エチオピアにおけるコーヒー豆の産地として用いられる場合があるが、その場合でも、上記銘柄又は種類としての『SIDAMO』又は『シダモ』の産地として用いられていることが多いこと、③上記銘柄又は種類としての『SIDAMO』又は『シダモ』は、エチオピア産の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーについて用いられていることが認められる（なお、前記(1)の事実の中には、本件商標の登録査定日以後の事実が含まれているが、本件商標の登録査定日後1年以内の事実であり、本件商標の登録査定日前の事実と相まって、上記認定に用いることができると認める。）」

「一方、・・・エチオピアの『シダモ』（『SIDAMO』）という地名は、わが国の学校教育において使用されている地図（中学校、高校）には掲載されていないこと、辞書・辞典類にも『シダモ』（『SIDAMO』）の項目がないこと、一般の書籍には、地図中に『シダモ』と記載したものがあがるが、必ずしも一般的ではないことが認められるから、一般にわが国においては、エチオピアの『シダモ』（『SIDAMO』）という地名の認知度は低いものと認められる。そして、この事実と上記①～③の事実を総合すると、本件商標が、その指定商品である『コーヒー、コーヒー豆』について用いられた場合、取引者・需要者は、コーヒー豆の産地そのものというよりは、コーヒー又はコーヒー豆の銘柄又は種類、すなわち、エチオピア産（又はエチオピアのシダモ産）の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーを指すものと認識すると認められる。そうすると、本件商標は、自他識別力を有するものであるといえることができる。」

「上記銘柄又は種類としての『SIDAMO』又は『シダモ』は、いろいろな業者によって使用されているのであるが、それがエチオピア産（又はエチオピアのシダモ産）の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーについて用いられている限り、原告による品質管理の下でエチオピアから輸出されたコーヒー豆またはそれによって製造されたコーヒーについて用いられていることになるから、商標権者が原告である限り、そ

の独占使用を認めるのを公益上適当としないということもできない。」

(2) 4条1項16号該当性（判決文74頁以下）

「エチオピア国において産地によってコーヒーの風味が異なることからすると、産地に由来する本件商標をエチオピアのシダモ地方産以外のコーヒー、コーヒー豆に使用した場合には、品質誤認を生ずるおそれがあるというべきである。

「なお、・・・本件商標が、その指定商品である『コーヒー、コーヒー豆』について用いられた場合、取引者・需要者は、『エチオピア国シダモ（S I D A M O）地方産』ではなく、単に『エチオピア産の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒー』を指すものと認識されることがあり得るが、そうであるとしても、本件商標を『エチオピア国シダモ（S I D A M O）地方産以外のコーヒー、コーヒー豆』に使用した場合には、やはり品質誤認を生じるというべきであって、上記判断が左右されることはない。」

4 検討

3条1項3号の判断では、「取引者・需要者は、コーヒー豆の産地そのものというよりは・・・エチオピア産（又はエチオピアのシダモ産）の高品質のコーヒー豆又はそれによって製造されたコーヒーを指すものと認識すると認められる。」と述べているものの、品質表示に該当するか否かについて、明確に述べていないように思われる。

「S I D A M O」が産地・品質表示に該当しないのであれば、「シダモ地方以外の地方のコーヒー」に使われたとしても、品質誤認を生じさせることはないように思われる。産地又は品質表示であることは肯定しつつも、原告が提示した膨大な量の証拠、及び、（原告が本件商標を保有する限りの）独占適応性の観点から、例外的に、登録を肯定した事例ではないかと思われる。